

保険者適正化支援について【長崎県国保連】

● 概要

- 長崎県国保連では、長崎県国保連中期経営計画に基づき、研修会及び戸別訪問研修の実施、縦覧点検業務の委託、医療情報との突合業務の支援等の保険者支援を行っている。

● 実施状況

1. 研修会及び個別訪問研修の実施

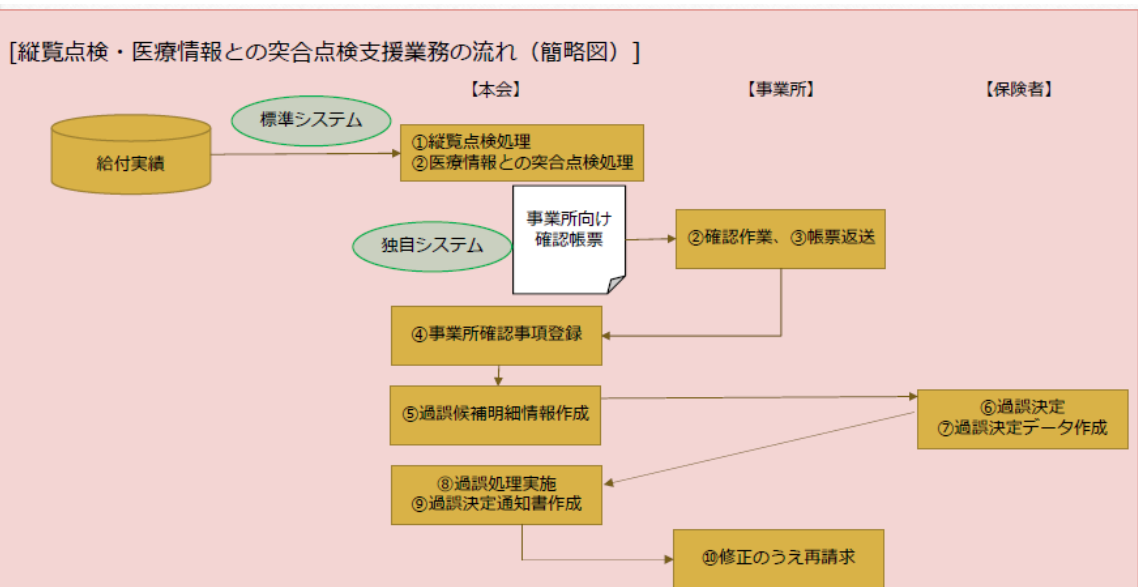
- 介護給付適正化システム活用研修（初任者研修・毎年6月頃実施）
- 長崎県長寿社会課と協業し、個別訪問研修を希望する保険者に対し保険者が希望する帳票等の見方や活用方法を説明

2. 縦覧点検

- 過去の介護給付費請求に対して、複数月の請求内容や他の事業所の請求内容を確認し、縦覧点検を行っている。縦覧点検の結果は保険者へ送付し、保険者にて内容確認ののち過誤処理を行う。平成26年度以降は県内全保険者からの委託を受けて実施している。

3. 医療情報との突合点検

- 介護給付適正化システムによって出力されたリストのうち、疑義がある請求内容を介護サービス事業者へ照会し、その回答をもとに過誤に該当する実績の過誤情報データを作成して保険者に送付している。保険者は国保連からの点検結果通知を確認し、過誤と決定した場合は、点検結果通知とともに送付された過誤申立情報を本会へ送付することで、過誤処理が実施される。令和6年度からは県内17保険者からの委託を受け実施している。



令和 7 年 11 月 5 日～11 月 6 日

令和 7 年度介護給付適正化に係る九州ブロック研修会

国保連合会における 保険者適正化支援について



長崎県国民健康保険団体連合会
介護保険課介護保険班

1. 長崎県の概要

- ・長崎県島数全国一位 971島（長崎県HPより）
- ・長崎県海岸線の長さ全国二位 4,195Km（長崎県HPより）
- ・人口 1,250,705人 65歳以上 430,952人 15歳～64歳 660,054人 0歳～14歳 148,127人（長崎県市町別年齢別推計人口 令和6年10月1日 長崎県統計課作成）
- ・長崎県高齢化率 34.41%（全国第9位）（全国平均 28.89%）（県内の特徴として、離島地域の高齢化率が高くなっている。）（長崎県HPより）

○介護の現状

- ・介護保険者数 19保険者（18市町、島原地域広域市町村圏組合（島原市、雲仙市、南島原市））
- ・第1号被保険者数 437,413人（厚生労働省介護保険事業状況報告（暫定）令和7年7月分）
- ・事業所数 4,866事業所（令和7年9月審査分）
- ・明細書件数 248,191件（令和7年9月審査分）

○長崎県国保連合会の体制（令和7年4月1日現在）

- ・職員数 87名（内訳：正規職員 66名、嘱託職員 21名）
- ・介護保険課の体制 8名
（内訳：課長 1名、課長補佐 1名、係長 1名、職員 2名・嘱託職員 2名・派遣職員 1名）

※当課で障害者総合支援法に基づく障害介護給付の審査・支払も実施

2. 長崎県国保連合会の介護給付適正化にかかる保険者支援

目的

- ・厚生労働省が示す第6期介護給付適正化計画に関する指針及び第6期長崎県介護給付適正化計画等を踏まえ、本会中期経営計画に基づき、介護保険者における介護給付適正化事業の効果的・効率的な支援を図ることを目的とする。

主な内容

- ①研修会及び個別訪問研修
- ②縦覧点検
- ③医療情報との突合点検

①研修会及び個別訪問研修について

- ・介護給付適正化システム活用研修（初任者研修）毎年6月頃実施
※長崎県長寿社会課の依頼により、講師として参加しており、介護給付適正化システムにて出力される帳票の見方や活用方法を説明している。

- ・長崎県長寿社会課で毎年実施されている保険者実地指導に併せて、個別訪問研修を希望する保険者を訪問し、保険者が希望する帳票等の見方や活用方法を説明している。

※参考：個別訪問実績（3年間分）

- ・令和5年度7保険者（内訳：現地訪問：3、リモート：4）
- ・令和6年度6保険者（内訳：現地訪問：2、リモート：4）
- ・令和7年度4保険者（内訳：現地訪問：2、リモート：2）

保険者からの希望が多い帳票は、厚生労働省、長崎県第6期介護給付適正化計画にある給付実績の活用において活頻度が高い帳票とされる「認定調査状況と利用サービス不一致一覧表」や「支給限度額一定割合超一覧表」となっている。

保険者担当者の反応としては、全体研修ではよく分からなかったが、自身の保険者の帳票で話をしてもらい、帳票に対しての理解が進んだとの声をいただいている。

また、現地を訪問し、直接担当者の方とお話をする事で、リモートでは難しいその他の事務処理等に関する質問もできるので、大変助かるとの声もいただいていることから、今後も継続して、現地での保険者個別支援を長崎県長寿社会課と協力して充実させていきたいと考えている。

②縦覧点検支援業務について

本会では、過去の介護給付費請求に対して、複数月の請求内容や他の事業所の請求内容を確認し、縦覧点検を行っている。縦覧点検の結果については、保険者へ送付し、保険者にて内容確認後、過誤処理を行っている。

（委託前）

本会から送付された縦覧点検情報を、保険者にて点検し、事業所へ問合せ・確認を行い、過誤処理決定データを作成し、本会へ送付されていた。

（委託後）

本会で独自システムを利用し、事業所への確認帳票の送付から問合せ・確認を行い、過誤対象のデータ作成を行い、保険者へ送付し、保険者での過誤決定の確認後、データを返送されている。

委託状況：平成26年度より、県内全保険者から委託を受け実施している。

年間スケジュール（年4回実施）

点検実施月	4月	7月	10月	1月
対象サービス月	前年12月～2月	3月～5月	6～8月	9月～11月

③医療情報との突合点検について

本会では、介護給付適正化システムによって出力されたリストのうち、疑義がある請求内容を介護事業所へ照会し、その回答をもとに過誤に該当する実績の過誤情報データを作成して保険者に送付している。保険者は本会からの点検結果通知を確認し、過誤と決定した場合は、点検結果通知とともに送付された過誤申立情報を本会へ送付することで、過誤処理が実施される。

（委託前）

本会から送付された医療情報と突合情報を、保険者にて点検し、事業所へ問合せ・確認を行い、過誤処理決定データを作成し、本会へ送付されていた。

（委託後）

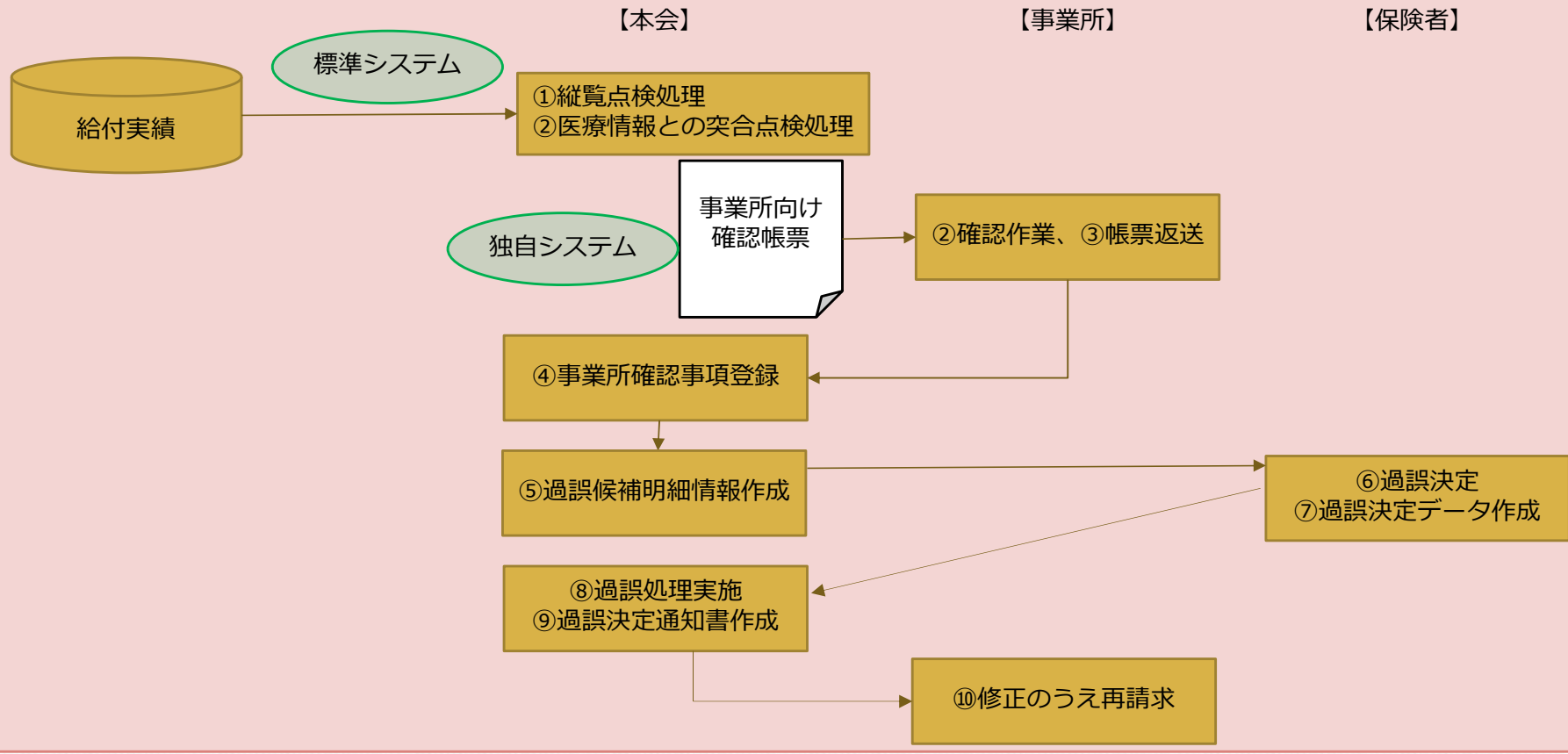
本会で独自システムを利用し、事業所への確認帳票の送付から問合せ・確認を行い、過誤対象のデータ作成を行い、保険者へ送付し、保険者での過誤決定の確認後、データを返送されている。

委託状況：令和6年度より、現在17保険者より委託を受け実施している。

年間スケジュール（年4回実施）

点検実施月	6月	9月	12月	3月
対象サービス月	1月～3月	4月～6月	7～9月	前年10月～12月

[縦覧点検・医療情報との突合点検支援業務の流れ（簡略図）]



3. まとめ

- 保険者においては、多くの業務を一人の担当で事務処理をされている場合が多く、業務多忙のなか、手厚く取り組みたい業務に着手できない場合があると伺っている。本会としては保険者支援の幅を広げ、様々な業務において、保険者から受託できる事業又はサポートできる事務処理を増やしていけるよう、進めていきたいと考えている。
- 令和8年度より運用開始される介護情報基盤により、保険者には、介護情報基盤のデータ等を活用して利用者が受けている自立支援・重度化防止の取組の状況等を把握し、地域の実情に応じた介護保険事業の運営が期待されている。本会としては、介護情報基盤のデータ等の活用により、保険者の業務軽減を図りつつ、長崎県・国保中央会と連携し、保険者支援等を行っていききたいと考えている。